

令和5年度 岸和田市議会 政策討論会

提 案 書・提 言 書

令和6年4月23日

岸 和 田 市 議 会

『町会・自治会への加入促進について』の提案書

主 旨

一町会・自治会の活動を推進するために一

岸和田市は積み上げてきた地域コミュニティの経験によって、安全なまちを形成してきた。その基盤となっているのが、町会・自治会組織である。

令和4年度の町会・自治会への加入率は71%(自治振興課調べ)で、決して低い状況ではないが、174団体(連合加入150団体、個別24団体)のうち77団体が未回答であることから参考値として考えるべきである。

また、「岸和田市市民意識調査」による加入率は、令和4年度69.1%、令和5年度66.3%で2.8ポイント減少している。

岸和田市町会連合会は、令和5年度夏季研修会のテーマを「加入率低下、担い手不足を解消!」として実施し、市内全域には『町会・自治会へ加入しましょう。』の看板を掲示するなど、加入促進を重要課題に位置付けている。

市においても、組織運営に対する様々な施策を実施しているが、加入促進に直接つながる支援ではなく施設整備や運営補助が中心である。

町会・自治会の加入者(世帯)の減少は、行政運営の停滞と地域福祉サービスの低下につながるため、組織の充実と活動の継続に向けた取組み方針を明確にすることを求める。

課 題

地域社会の基盤組織である町会・自治会は、安全な市民生活を守る住民に一番近い団体であるが、加入者(世帯)が減少傾向にあることから早急に対策を講じなければならない。

については、町会・自治会の組織運営に関する課題と、町会・自治会に対する市民の意識を知る必要があると考える。

まず、町会連合会が持っている共通の課題を抽出すると共に、各町会・自治会が抱えている個別の課題についても調査するべきである。

また、一般的な認識として、町会・自治会の会長及び役員への負担が大きいことや、住民の高齢化と高齢者の就労継続が、役員への手不足や退会者(世帯)の増加に関係していると思われることから、負担軽減につながる対策を進めるべきである。

一方、市民の認識は、地域社会における町会・自治会の位置付けや役割、活動内容などが十分に認知されず、加入の必要性について理解が深まっていないと感じる。

そのため、より早くそして多くの市民に活動内容等を届けるため、情報伝達手法の I T 化などについても導入に向けて調査研究すべきである。

あわせて、地域コミュニティの醸成に欠かせない、住民どうしのふれあいの機会を積極的につくり提供することを求める。

課題解決へ向けて

- 1、町会・自治会役員の意向調査と市民の意識調査を実施すること
 - ① 町会・自治会の会長を対象に課題抽出のアンケートを実施すること
 - ② 町会・自治会に対する市民の意識を知るため、「岸和田市市民意識調査」（担当：企画課）と同時にアンケートを実施すること

- 2、住民からの相談や要望への対応について、市職員との連携を強化すること
 - ① 町会・自治会役員の業務の効率化と負担軽減に有効と考えることから、貝塚市の「町会・自治会担当職員制度」について調査・研究すること

- 3、情報伝達の I T 化による業務の効率化と負担の軽減に取り組むこと
 - ① 町会・自治会の回覧板等を従来の配布型から、I T を活用した L I N E システムの導入に向けた協議を進めること
 - ② 市は I T 化を進めるためのサポート体制を整えること

上記の 3 項目を課題解決に必要な施策として提案する。

担当部課名

市民環境部 自治振興課
総合政策部 企画課、広報広聴課

『投票率向上について』の提言書

主 旨

選挙は民意を反映する手段であり、民主主義の根幹をなす要素であるが、近年本市においても投票率の低下が続き、30%を割る選挙がある。投票率向上施策について議論を行った。

課 題

- ・本市の投票率は、各選挙とも年々低下傾向にある。
- ・全国的な傾向と同様、10代～40代の投票率が低い。
- ・平成23年以降実施の全ての選挙で投票率が大阪府平均より低い。
- ・本来であれば、市民にとって最も身近なはずの市長選挙、市議会議員選挙の投票率が国政選挙と比べて低い。
- ・本市は期日前投票所の増設を積極的に行なっているが、投票率の向上につながっていない。
- ・平成29年の学習指導要領において、「主権者として求められる力」が挙げられており、「主権者教育の充実を図ること」が重要であるとされているが、この7年間で出前講座授業を実施した小学校は4校、中学校は無し、高等学校は3校と非常にばらつきがある。

課題解決へ向けて

① 主権者教育の充実・学校との連携

現在市内の学校での出前講座などの実施が一部の学校に偏っている。

選挙がある年度では出前講座は困難と聞いているが、機材の貸し出しは可能であるので、生徒会選挙などで活用できるよう、教育委員会としっかり連携すること。

他市では、学校での選挙のお知らせの配布などを行っており、法改正により投票所への子連れ入場が可能となっているので、あわせて周知すること。

② 期日前投票所の見直し

既存の期日前投票所について、より効果的な配置となるよう設置場所、時間等を見直す。

例えば、駅、学校、病院等に期日前投票所の設置が可能か調整、検討すること。

③ 移動支援の検討

高齢化が進み、投票に行けない方が増えてきている。
民間とも協力し、移動支援について検討すること。

担当部課名

選挙管理委員会 事務局

学校教育部 学校教育課

『空き家の再生による活気創造について』の提言書

主 旨

空き家の再生・利活用をすることにより様々なトラブルの防止となり、安心安全な町づくりへとつながる。又、空き家を観光資源ととらえた場合、賑わいの創出にも役立てることができる。本市に対しては、以前より空き家バンクの設置を要望しているが、いまだにそれに至っていない。

本市の空き家の状況は、令和5年策定された「空家総合戦略・岸和田」に掲載されている空き家の危険度判定によると、「ほぼ修繕の必要が無い」が1,412件(92%)、「改修工事により再利用が可能」が65件(4%)となっており、老朽化等により周辺に悪影響を及ぼす可能性が高い空き家等は57件で全体の約4%を占めている。

令和5年度から令和9年度までの5年間の本市空家対策計画を踏まえて、少しでも空き家の数が少なくなること、また、再生・利活用の方向性などについて検討した。

課 題

本市において、空き家バンクの設置については、人材不足や苦情対応などで時間が無いなどの理由で難色を示している。であるならば、空き家をどのように活用するか、又、展開するかは、その方面についてのノウハウを有した民間団体などに協力を依頼するしかないのではという意見が本分科会で出された。

例えば、古民家再生協会との協定を結べば、空き家の再生・利活用に関する情報やノウハウを教えてくれる。このような民間団体を市がサポートすることで、市民ニーズの解決にもつながり、本市に特化した形で協会もより柔軟に活動することができると思う。

令和5年12月13日に「空き家対策の推進に関する特別措置法」の一部が改正され、利活用の推進が盛り込まれ、空家等管理活用支援法人に関する制度が創設された。

この制度は、指定により、その法人が空家等の管理・活用に関する普及啓発などの業務を実施することで、専門知識などが不足する市町村も空家等対策を着実に推進できるよう創設されたものである。

しかし、市としては「支援法人の活用に関する本市の方針が定められる迄の間、支援法人の指定は行わない」という姿勢である。その理由としては、以下の3者との協定で十分に対応できているので、現在は「支援法人」の活用に関しては必要ないということであった。

① 宅建協会：2ヶ月に1回「空き家無料相談会」を開催しているのを相談者に紹介

② 司法書士会：空き家の持ち主を探すのがかなりさかのぼる必要がある時など登記を調べてもらう

③ シルバー人材センター：空き家優先で草刈りなどの苦情に対応してもらう

しかし、これでは空き家の利活用促進のために十分に対応できる窓口ではないので、今後の市の取組を考えていかなければならない。

その課題解決の糸口となる空き家バンクは、近隣市をはじめ全国でも広がっており、本市においても、その創設には市民ニーズも高い。実際、住宅政策課には通報による空き家件数が多く、その点検・判定・対応に追われている現状がある。

また、空き家バンクがある事で、所有者からの申し出により、空き家になる前に手立てが出来るなど、担当課の業務を軽減かつ円滑にできるメリットが考えられる。

課題解決へ向けて

① 月2回の空き家対策相談会は回数が少なく、市民ニーズに応えきれない。まずは、本市の「空家総合戦略・岸和田」において想定されている空き家対策のプラットフォームとなる「空き家バンク」を創設し、専用のホームページにてマッチングシステムを作成するなど、市民が気軽に利用できるようにすること。そして、他府県からでも本市の空き家状況を検索できることにより、本市への関心を持ってもらうことに繋げること。

② 本市が現在協定を結んでいる、宅建協会、司法書士会、シルバー人材センター以外にも、空き家の利活用につながるノウハウを有し、実績のある民間団体などとも今後協定を結び、空家等対策の取組をより一層推進していくこと。

③ 下記のとおり市内連携を密にすること。

- ・高齢者の独居住宅は年々増えている。近い将来空き家になる可能性の住宅については、福祉政策課と住宅政策課とが連携し、空き家予備軍対策を講じること。
- ・空き家の中には歴史的建築物があるので、企画課、観光課及び住宅政策課が連携し、本市の特徴ある建築物として活かせるようにすること。

④ 先進自治体（瀬戸内市や尾道市など）を視察し、情報収集などに取組むこと。

担当部課名

まちづくり推進部 住宅政策課

福祉部 福祉政策課

魅力創造部 観光課

総合政策部 企画課